

鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する技術検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 技術検討会は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）等を踏まえて変更する鳥取沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）において、海岸管理者が計画外力等の検討を行うにあたり、技術的知見から助言を行うことを目的とする。

(検討内容)

第3条 技術検討会は、次の事項について検討及び助言を行う。

- (1) 気候変動の影響を考慮した計画外力（計画高潮位、設計沖波等）の設定
- (2) 上記外力に対する施設整備方針の策定
- (3) その他、基本計画変更に必要な技術的事項

(委員構成)

第4条 技術検討会は、別表1に掲げる委員により構成する。

(委員長)

第5条 技術検討会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は技術検討会を代表し、会務を総括するものとし、委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(事務局)

第6条 技術検討会には別表2に掲げる所属に事務局を置き、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課が主務を掌る。

(会議)

第7条 技術検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、技術検討会に委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、技術検討会の運営等に関して必要な事項は、技術検討会において定める。

附 則

この規約は、令和5年12月12日から施行する。

令和6年11月15日 一部改訂

別表1 (委員)

所 属	氏 名
鳥取大学 工学部社会システム土木系学科 教授	黒岩 正光
高知工科大学 システム工学群 教授	佐藤 慎司
関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	安田 誠宏
国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官	加藤 史訓

別表2 (事務局)

所 属	備 考
鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課	主務
鳥取県 県土整備部 河川港湾局 港湾課	
鳥取県 農林水産部 農業振興局 農地・水保全課	
国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所	